

青森県報

第二千六百六十四号

平成十五年四月二十三日(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定施術者の住所並びに施術所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(水産振興課)	二
海岸保全区域の廃止	(漁港漁場整備課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課)	四
都市計画の変更	(都市計画課)	五
右 同	(同)	五
都市計画事業の認可	(同)	五
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(健康医療課)	五
右 同	(同)	六
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	六
右 同	(同)	七
換地計画の決定	(農村整備課)	八

出先機関

土地改良事業の工事の完了

(三戸地方農林水産事務所)

告 示

青森県告示第二百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	廃止年月日
大里歯科医院	八戸市長横町一六	平成一五・二・二五
あい薬局土手町店	弘前市大字土手町一七八の五	一五・一・一五
プラス薬局	三戸郡五戸町字沢向一七の四二	一五・二・二六

青森県告示第二百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人湘洋会 ナンブクリニツク	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四七の一	平成十五年三月三十一日
大里歯科医院 有限会社プラス メディカルプラ ス薬局	八戸市長横町一六 三戸郡五戸町字沢向一七の四二一	平成十五年三月三十一日

青森県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所並びに施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

区 分	氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	立崎昭十三	上北郡上北町大字上野字南谷地三〇	ほねつぎ立崎	上北郡上北町大字上野字南谷地三〇	平成十五年三月三十一日
変更後		上北郡上北町旭南一丁目三の六六	立崎接骨院	上北郡上北町旭南一丁目三の六六	

青森県告示第二百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区の名 称	期 間
発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	場 所
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八 一、番地二 森 長 保	平成十五年四月二十三日か ら五月七日ま で
西津軽郡深浦町大字戸字家野上一 〇、番地四四 舟 木 初 夫	深浦漁業協 同組合
西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八 番地一七 中 川 善 文	

青森県告示第二百九十八号

昭和四十三年十月八日青森県告示第六百八十七号（海岸保全区域の指定）をもって公示した次の海岸保全区域を廃止するので、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第四項の規定により公示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

指定場所 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂地内及び地先

沿 岸 名 下北八戸

漁 港 名 下風呂

地区海岸名 下風呂

指定区域

基点一、二、三、四、五、六及び補助点三、二、一と基点一を順次結んだ線により囲まれた区域

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変 更 の 前 後		敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
3	県 道	平賀門外線	後	前	後	前	二〇六・〇〇メートルから	五、一八三・五〇メートル	
			前	後	前	後	二〇六・〇〇メートルから	四、五三三・五〇メートル	
2	県 道	弘前平賀線	後	前	後	前	四八・〇〇メートルから	四、〇六五・七〇メートル	
			前	後	前	後	四八・〇〇メートルから	四、〇六五・七〇メートル	
1	国 道	一〇一号	後	前	後	前	三〇八・〇〇メートルから	一五、六九〇・〇〇メートル	
			前	後	前	後	三〇八・〇〇メートルから	一四、三六四・〇〇メートル	

基点、一 (大字下風呂字下風呂二一〇番地の二南角) 一号表示杭
 基点、二 基点、一から一六八度 三五メートル 二号表示杭
 基点、三 基点、二から一六二度 四〇メートル 三号表示杭
 基点、四 基点、三から一五一度 二三メートル 四号表示杭
 基点、五 基点、四から一三三度 六六メートル 五号表示杭
 基点、六 基点、五から一一八度 一四九メートル 六号表示杭
 補助点、一 基点、一から八三度 五〇メートル
 補助点、二 基点、四から五五度 五〇メートル
 補助点、三 基点、六から二九度 六〇メートル

青森県告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年五月二十二日まで青森県県土整備
 部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年五月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	南津軽郡浪岡町大字徳才子字山本一〇五の五九から五所川原市大字福山字広富四五の四まで	平成十五年四月二十三日

青森県告示第三百一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年二月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年四月十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年四月二十三日

青森港湾管理者 青森県
代表者 青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

二 埋立区域

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

1 位置

青森市安方二丁目一〇八番地の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位（D・Lプラス〇・七二メートル）における公有水面と北防波堤との境界線、 の地点から の地点を結ぶ線及び の地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位（D・Lプラス〇・七二メートル）における公有水面と中央ふ頭（マイナス五・五岩壁、マイナス七・五岩壁）との境界線により囲まれた区域

の地点 青森港北防波堤東灯台（北緯四〇度四九分五六秒八一七、東経一四〇度四五分〇一秒四七〇） から一九二度一七分四二秒五八三・三〇メートルの地点

- の地点 地点から二度〇四分二六秒九六・三三メートルの地点
- の地点 地点から一八度五三分〇二秒五九・九五メートルの地点
- の地点 地点から九〇度三〇分〇秒一七・一〇メートルの地点
- の地点 地点から〇度三〇分〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から九〇度三〇分〇秒二・九〇メートルの地点
- の地点 地点から〇度三〇分〇秒二八〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から二七〇度三〇分〇秒二・九〇メートルの地点
- の地点 地点から〇度三〇分〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から二七〇度三〇分〇秒一七・一〇メートルの地点
- の地点 地点から〇度三〇分〇秒一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から三三九度三分二四秒六〇・七〇メートルの地点
- の地点 地点から八四度三分五七秒五五・一六メートルの地点
- の地点 地点から一八〇度三〇分〇秒五五三・一四メートルの地点

3 面積

九、六九八・四三平方メートル

青森県告示第三百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

策課に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百二三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

策課に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市

計画公園事業を平成十五年四月十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（二・二・七一号熊野堂公園）

三 事業施行期間

平成十五年四月二十三日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市長根二丁目地内

2 使用の部分

なし

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

オーダリングシステム（平成十一年三月稼働分）の電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院企画情報課

青森市東造道二丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 契約金額

一億二千二百四万六千五百五十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

八 契約の相手方を決定した手続

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

である。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

医事会計・給食・薬剤管理システムの電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院企画情報課

青森市東造道二丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 契約金額

三千四百八十三万九千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

八 契約の相手方を決定した手続

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

である。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

城東ショッピングセンター

弘前市大字城東中央一丁目二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

2 河合とみ

三 弘前市大字城東三丁目二の二
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目 六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 原田昭彦	平成一五・五・一〇
株式会社菊地薬店 弘前市大字土手町一八 代表取締役 菊地清二	株式会社菊地薬店 弘前市大字土手町九 代表取締役 木村公保	
有限会社つるや 弘前市大字和徳六四 代表取締役 原庄三郎	株式会社山洋エイージェンシー 秋田県大垣市外淵二丁目三八 代表取締役 河合宏光	
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所		

四 届出年月日

平成十五年四月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年四月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年八月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

城東ショッピングセンター

弘前市大字城東中央一丁目二の二外

二

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

2 河合とみ

弘前市大字城東三丁目二の二

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の配置及び収容台数	一三六台	一〇四台	平成一五・三・一〇

置に関する事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	三か所	二か所	"
---------	-----------------------	-------------------	-----	-----	---

駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

四 届出年月日

平成十五年四月九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年四月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年八月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

沢田川原地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年四月二十四日から同年五月二十三日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

十和田湖町役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年四月二十三日

三戸地方農林水産事務所長 田中正之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業	六二一	南部町
"	六二二	"
"	六二三	"

〃	十四年災農業用施設災害復旧事業六二一〇一	〃
六二一〇二		六二四
〃	〃	〃
〃	〃	〃

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭